

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 7 9

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も く じ

- 介護保険事業者の指定について
- 介護保険事業者の指定有効期間満了について
- 利用者負担額の軽減制度について
- ヤングケアラー研修会の開催について【別紙1・2】
- 長野県ヤングケアラー専用相談窓口について【別紙3】
- 令和5年度 事業者支援セミナー 介護・福祉障害サービス事業所のBCP作成支援セミナーの開催について【別紙4】
- 令和5年度 甲信越ブロック研修 実践報告会について【別紙5】

介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和5年11月1日付け指定分

□居宅介護支援

介護保険事業者番号	2070107780		
事業所名称	居宅介護支援事業所フィオーレ		
事業所所在地	長野市大字稲葉1975番地 ラックス堀内 101号室		
事業所電話番号	026-213-6231	事業所FAX番号	
開設者の名称	有限会社フィオーレ 福祉会	営業日	月～金
営業時間	9:00～18:00	介護支援専門員数	1人
通常の事業実施地域	長野市（芹田、朝陽、大豆島、七二会、川中島）		

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

介護保険事業者の指定有効期間満了について

指定の有効期間を満了した介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和5年7月31日付け指定有効期間満了

□訪問看護・介護予防訪問看護

介護保険事業者番号	2060190382		
事業所名称	サルーン長野リハビリ訪問看護ステーション		
事業所所在地	長野市大字南長野妻科 962番地		
事業所電話番号	026-234-4411	事業所FAX番号	026-235-3296
開設者の名称	株式会社サルーン	営業日	月～金
営業時間	8:30～17:30	看護員数	4人
通常の事業実施地域	長野市（大岡、中条、信州新町、戸隠、鬼無里、小田切、芋井、七二会、信更地区を除く。）、須坂市（豊岡、塩野、米子、亀倉、仁礼地区を除く。）、小布施町		

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は次のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で150万円以下の人ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で350万円以下の人ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」(左欄)を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人</p> <p>*生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス※、介護予防短期入所生活介護※、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護(予防)サービス費(負担限度額)が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

2 特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担減額事業について

特別地域（戸隠・鬼無里・大岡の各地区）に所在する事業所（出張所）が行う事業で、特別地域加算（サービス費用の15%）が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。（結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。）

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ①生活保護受給世帯の方 ②「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。
提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。

3 利用者負担額の減免について

災害等により被害を受けるなど特別な事情がある場合に、利用者負担額の減免が受けられる場合があります。

対象者の要件	①世帯員全員の前年の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること ②主たる生計維持者の当該年の合計所得金額の見込額が、前年の合計所得金額と比べ、10分の3以上の減少であること ※保険金や損害賠償金等により補填される金額を含めたうえで判定を行います。 ③生活保護の被保護者でないこと
特別な事情	①被保険者または主たる生計維持者が、災害により住宅などが著しい被害を受けた場合 ②主たる生計維持者が、死亡や心身障害や長期間の入院により収入が著しく減少した場合 ③主たる生計維持者の収入が、失業等により著しく減少した場合 ④主たる生計維持者の収入が、干ばつ等による農作物の不作などで著しく減少した場合
減免率	1～3割の利用者負担額が最高で0%まで減免 ※前年の合計所得金額や、住宅等の損害又は合計所得の減少の割合による
申請方法	市役所介護保険課（第二庁舎1階）へご相談ください。
提出書類	①申請書 ②収入状況申出書

- | |
|---|
| <p>③収入・課税状況の調査に関する同意書</p> <p>④災害など特別な事情を証する書類</p> <p>⑤保険金、損害賠償金等の金額がわかるもの</p> <p>※長野市役所介護保険課のホームページに①～③があります。</p> |
|---|

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

「ヤングケラー」研修会の開催について

ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図る為、社会福祉法人長野県社会福祉協議会の主催で、別紙1および別紙2のとおり研修会が行われます。

関係者の皆様および、ヤングケラーに興味がある方など、どなたでもご参加いただけます。参加を希望する事業所におかれましては、申込フォームよりお申し込みください。

問い合わせ先：子育て家庭福祉課 家庭・児童支援担当
TEL：026-224-7062（直通）



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当
電話：026-224-7871（直通） / FAX：026-224-8694
Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp